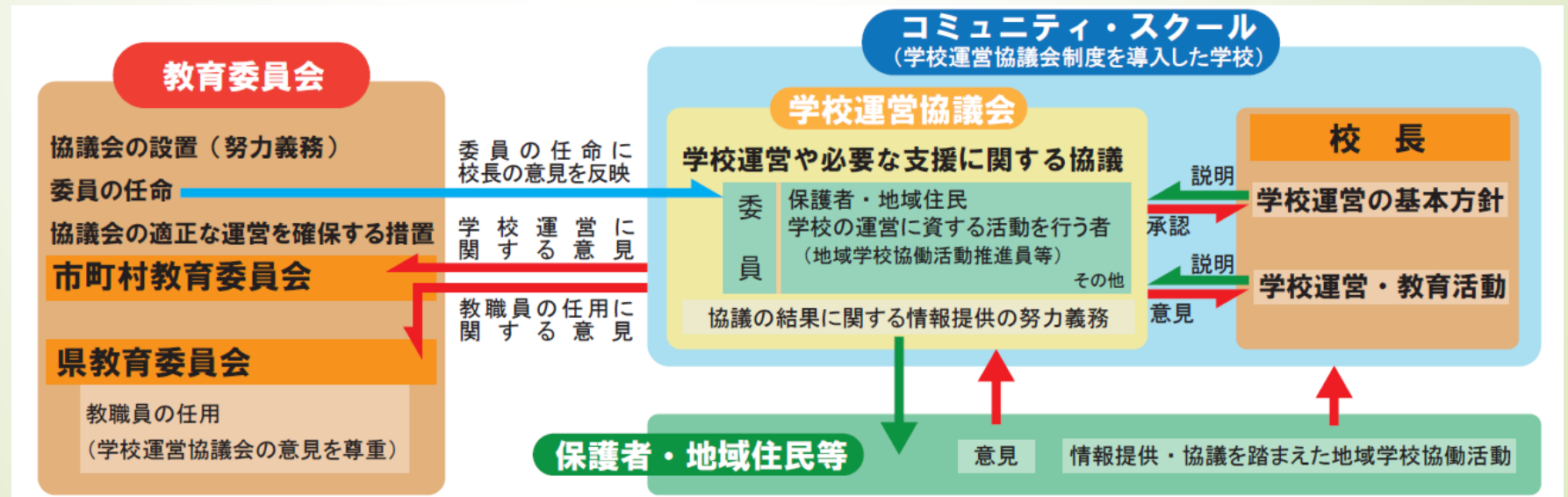


学校運営協議会とは

- ▶ 「当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」



- ▶ 保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域と共にある学校づくりを実現するための仕組み



学校運営協議会の主な3つの機能

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する



- 学校運営について、教育委員会または校長に意見を述べることができる

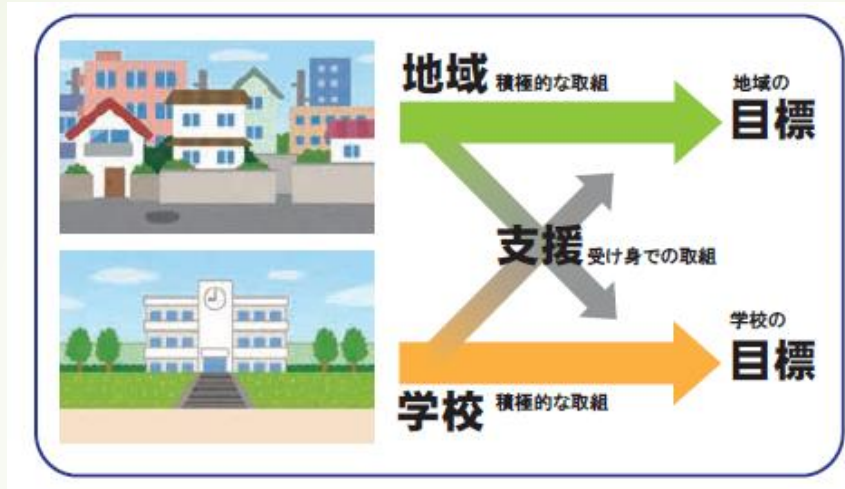


- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる



学校運営協議会の効果

<導入前>



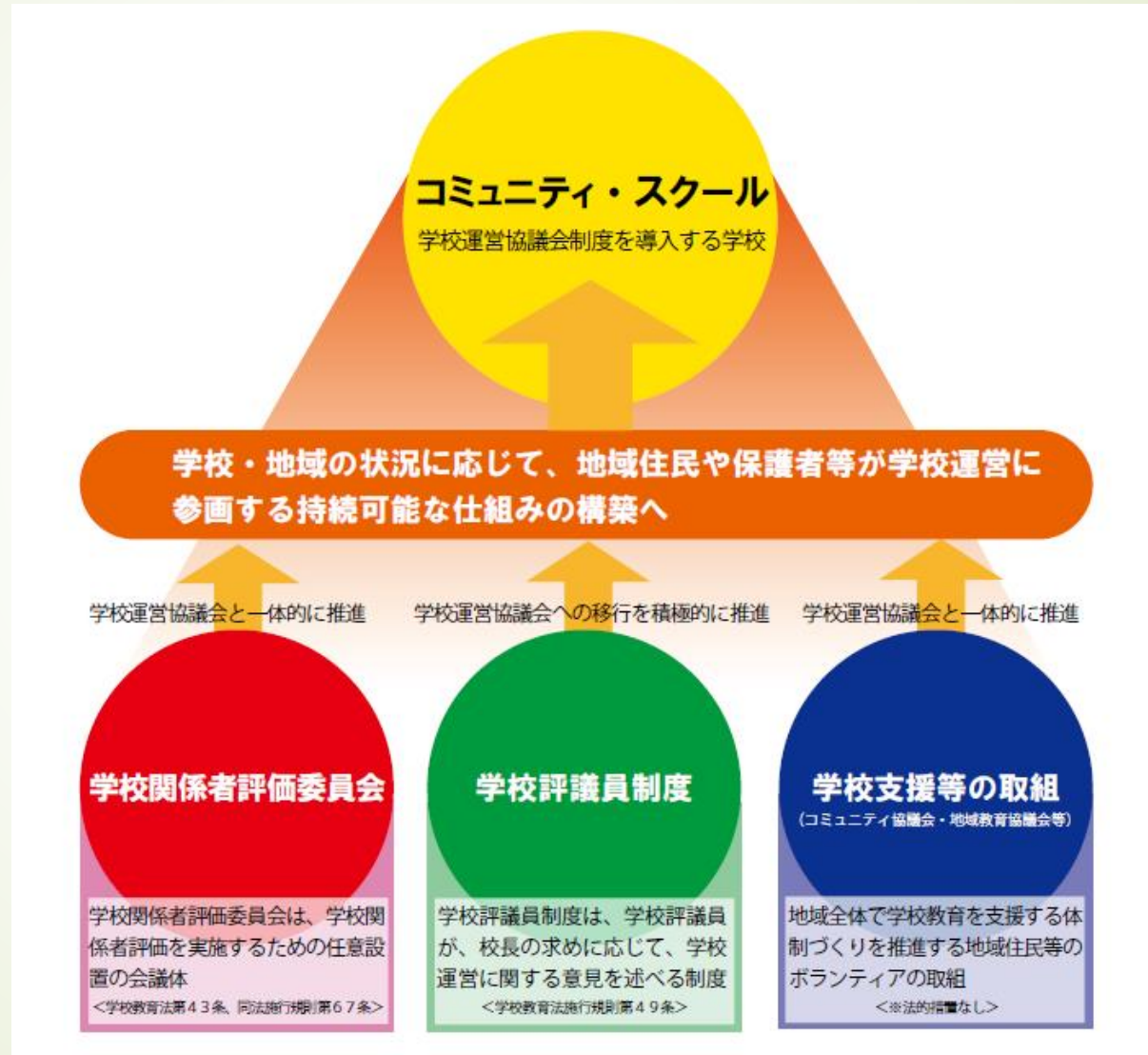
それぞれの思いがあっても、「頼まれたから、やる」といった受け身の姿勢になってしまうことがある。

<導入後>



育てたい子ども像の共通の目標が設定されると、お互いに前向きな姿勢で取り組むことができ、子どもたちへの教育効果も大いに期待できる。

既存の取組や仕組みとの関係



地域学校協働本部との関係



壱分小学校地域学校協働本部との関係

■ <内包型>

学校運営協議会の中の部会として、地域学校協働本部を位置づける形

各部会には、今までより支援をいただいているやまびこネットワーク、自治会、老人会、民生児童委員、気らくネットワーク、地域の見守りボランティアなどが該当する



壱分小学校学校運営協議会

各団体の代表者
地域学校協働活動コーディネーター
校長・教頭

壱分小学校地域学校協働本部

壱分小学校PTA

校区自治会(8)

やまびこネットワーク

青少年指導委員

民生児童委員

老人会(4)

気らくネット

交流会

環境整備

学習支援

登下校、放課後の見守り・あいさつ運動

ワークショップ・防災訓練・子どもフェスタ

学校運営協議会のめあてについて

